

【会員投稿】

新たに「農村自治体論」を

島崎 稔

これは何も既にきまっている今年度の課題に混乱をもちこもうといふのではない。皆で考え、近い将来に共通課題にとりあげてもらえたならという希望である。研究会に新たな活力をもたらさないかと思つて。

ここ暫らく村落＝農村研究に混迷と停滞を感じてきたのはわたく

しひとりであろうか。村落社会研究会が社会諸科学の共同の研究の場であり、とくに経済学と社会学とが中心となつて村落の社会科学的分析をめざすものとして活動をつづけ、かつて経済学の側から問題提起された共同体論はその共同の研究に活気をもたらし、村落共同体論は中心的な課題をなした。共同体論の展開から、現実の進行にともない農民層の分化・分解による「『むら』の解体」に論議の中心が移つた。「『むら』の解体」とともに、圧倒的に下降・停滞する農民層の「高度成長」に追いつめられた生活問題・貧困に関心をよせながら、共同体論以降、農村社会の研究としては何かひとつ焦点のきまらない頼りなさがあつた。確に、問題点には、農村としての都市化・過疎、農民の出稼ぎ、出稼ぎとともになう家族・村落生活の破綻、近時における老人問題等々、トピックにはことかかないし、それはそれで農業・農村の危機的状況を示すものとして実践的な究明が果されなければならない。しかし、理論問題として、分解・「『むら』の解体」の方向を突き放したように結論づけ、精々、「再編」を觀念的に申しわけのようにいい添える弱さ。その反対に、これまた理論的展望をもたないままの農業見直し論や「村は生きている論」が、NHKの「ふるさと音頭」よろしく唱えられたりする。資本の強蓄積のもとで農民層の分解は激しく進んだ。分解過程に、小生産ながら農民の生産と生活との分離も進行した。外部からの工業化・都市化によつても、農村における非農民的要素は増大した。階級編成は大きくかわり、非社会科学的な厭な表現だが、農業白書的ない方をすれば、農村は農家と非農家との「混住社会」化した。

生産と生活との分離、階級分解の進行、混住社会化、このような事態は農村社会の把握に新しい発想を要請する。「村落」から「農村」への転換、もつと理論的に明確化すれば、「共同体としての村落」研究から「自治体としての農村」研究へ。農村研究における理論化の骨格として、「経済」から「行政」へとまでいわなくも、「経済」を基礎とした「行政」へという文脈のなかで「農村社会」をとらえなおす発想の展開がいま必要なのではないか。これまでおこなつてきた農村の階級分析を基礎に農村における「自治」とは何か、農村における「自治」のない手はいかなる主体かが根底から追求されなければならぬ。農民層分解論の実績は、「住民」論一本になりがちの昨今の「都市自治体論」より深みのある把握を可能とするに違いない。

都市研究が「自治体論」を中心にはなやかに展開されているのにひきかえ、不思議と「農村自治体論」は、地方行財政の分野でも、『行政的都市化』、『農村の都市への吸収合併』といわれた昭和三〇年前後の町村合併時点から鳴りをひそめている。農村と異つて、都市（「近代都市」）が、「共同体」を欠き、所詮、「自治体」としてしかおさえようのないことにによるが、「農村自治体論」があまり活潑化しない理由は、権力の側と農村そのものの側とそれそれに存在しているように思う。「農村解体」（『分析』）が日本資本主義の体制的危機を意味した戦前段階、危機に対応するファッショ的再編の方途として、農村の自力厚生運動が説かれ、「農村自治」は論議をよんだ。それは農村の「治安」問題として、農政の対象＝農

林省の管掌と、以上に、内務省の問題とするところでもあった。そこでの「農村自治」の基礎には、地主的土地位所有下の村落共同体があつた。戦後、地主制は解体されたが、少くとも「高度成長」過程にはいるまえ、農村には村落の共同体的社会関係が生きつづけ、その無償労働としての「むら仕事」によつて部落は運営された。第二階梯以降の「行政的都市化」のなかでも暫らくはその問題関心のうえで「部落自治」が研究対象とされてきたのである。

敗戦による官僚機構の民主化は微弱なものにとどまつたにしろ、内務省は解体された。その結果として、農林省は農業・農村・農民問題を独占的にかかえこむことになった。官僚機構のもつ二つの機能、生産力の管掌「経済」と社会秩序の保持「治安」の遂行にあたつて、農林省は經濟官庁として農政の主体を当然「経済」におき、「治安」的機能は精々、生活改善の台所直しごらいにとどまつたようだ。この辺の問題は、拙稿「戦後農政の展開と農林官僚機構」(参考)。三〇年以前の段階には、農村における生産と生活との分離もまた顕著でなかったから、「農村自治」が独自的にとりあげられる条件は熟さなかつたともいえよう。内務省が自治省として復活したあとも、農村における自治省の失地恢復は容易ではなかつた(自治省と農林省との角逐)。自治省行政の対象は、今日の状況のなかでも、主要には「都市自治体」にむけられている。例えば、コミュニティづくりのことく。「行政」に対応して「運動」としての自治体研究(「自治研運動」)ももっぱら関心を「都市自治体」ににおいている。元来、古典的に「地方自治」は移行期の小ブルジョア

の自主的な運動であった。戦後段階の日本の農民をそのようなものとしてえがくことはもとよりできない。農民をとりまく階級關係も、古典的な「地方自治」が説かれた段階と決定的に異つてゐる。都市化した「混住社会」の新たな階級編成のなかで、「農村自治」があらためて問題とされなければならないのである。

かく農村が大きくかわりつつあるなかで、農政がもっぱら經濟政策として農業・農民という問題ですむ状況ではなくなつてゐるようだ。農村解体として地主制下のような全体制的な意味をもたないとしても、危機的状況に直面して国家独占資本主義として新たな農村対応を必要としている。現在、ファシズム化の風潮がしきりに説かれる。現実の過程でそれが農村を抜きにして進行することはありえない。このような実践課題としても、この辺で一度、従来の伝統にもとづく部落会・町内会式の自治とは別に、農村研究の新たな課題に「農村自治体論」を据え直すことが必要のように思われてならない。(思えばわたくしの調査過程でその転換は六〇年安保時の吉川町調査「片田・東田中部落の事例」であった。)一、二の概説書を除いて、最近の農村研究にこのような意味での「農村自治」に一章を割いている例をあまりみない。「共同体としての村落」から「自治体としての農村」への発想の転換はかなり大きく農村研究の理論課題の構成をかえるようだ。